

総務省の審議会等

名称	主な所掌事務	構成員等
地方財政審議会	地方交付税、地方譲与税、各種交付金、地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額等について、法令によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に必要な勧告をすること並びに法令によりその権限に属させられた事項及びこれに影響を及ぼす制度に関し、関係機関に意見を述べることを。	・委員…地方自治に関して優れた識見を有する者 ・庶務担当部局…自治財政局
行政不服審査会	各府省の大臣等の諮問に応じて、各府省が行った処分又は不作為に対する審査請求に関して、調査審議を行い、答申すること。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…行政不服審査会事務局
情報公開・個人情報保護審査会	行政機関の長等の諮問に応じて、行政機関の長等が行った行政文書等の不開示決定等に対する審査請求に関して、調査審議を行い、答申すること。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…情報公開・個人情報保護審査会事務局
官民競争入札等監理委員会	国の行政機関等が行う官民競争入札及び民間競争入札について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を審議すること。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…官民競争入札等監理委員会事務局
独立行政法人評価制度委員会	主務大臣が行う独立行政法人の目標策定や業務実績評価等に対して政府唯一の第三者機関として意見を述べるほか、特に必要があると認められるときには、内閣総理大臣に対して意見具申を行うこと。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…行政管理局
国地方係争処理委員会	普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち国の行政機関が行うものに関する審査の申し出につき、地方自治法の規定によりその権限に属させられた事項を審議すること。	・委員…優れた識見を有する者 ・庶務担当部局…自治行政局
電気通信紛争処理委員会	電気通信事業者間の接続、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者間の再放送の同意に関する紛争等に対し、あっせんや仲裁を行うこと。 また、総務大臣が接続協定等の細目裁定、業務改善命令等を行う際に、総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行うこと及び競争ルールの改善等について総務大臣に勧告すること。	・委員…電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者 ・庶務担当部局…電気通信紛争処理委員会事務局
電波監理審議会	総務大臣の諮問等に応じて、電波、放送等に関する事項を審議し、必要に応じ総務大臣に勧告すること、並びに電波法等に基づく総務大臣の処分に対する審査請求について審査及び議決すること。 また、電波の有効利用の程度の評価を行い、必要に応じ総務大臣に勧告すること。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…総合通信基盤局
統計委員会	総務大臣等の諮問に応じて公的統計基本計画の案や基幹統計調査の変更等に関して調査審議するとともに、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項について総務大臣に意見を述べることを。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…政策統括官(統計制度担当)
恩給審査会	総務大臣の諮問及び付議に応じて、恩給に関する処分に係る審査請求の裁決に係る答申を行うこと及び傷病恩給請求に係る議決を行うこと。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…政策統括官(恩給担当)
政策評価審議会	総務大臣の諮問に応じて、政策評価に関する基本的事項及び行政運営改善調査に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関し総務大臣に意見を述べることを。「政策評価に関する基本方針」の策定・変更に際し、総務大臣に意見を述べることを。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…行政評価局
情報通信審議会	総務大臣の諮問に応じて、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項を調査審議し、総務大臣に意見を述べることを並びに郵政事業及び郵便認証司に関する重要事項を調査審議し、関係各大臣に意見を述べることを。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…情報流行政局
情報通信行政・郵政行政審議会	総務大臣の諮問に応じて、電気通信事業法、郵便法、民間事業者による信書の送達に関する法律等の規定により、その権限に属させられた事項を処理すること。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…情報流行政局
国立研究開発法人審議会	総務大臣が、国立研究開発法人情報通信研究機構及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務実績評価等を行う際に意見を述べることを。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…国際戦略局
消防審議会	消防庁長官の諮問に応じて、消防に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関して消防庁長官に意見を述べることを。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…消防庁

総務省の地方支分部局

管区行政評価局・行政評価事務所 行政監視行政相談センター

管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターは、全都道府県に計50か所配置され、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図るため、地域における国の行政の実態把握や改善を行うことを目的として、行政運営改善調査、行政相談等の業務を実施しています。

行政運営改善調査

国の行政機関等が実施している政策の地域における効果、行政運営の実態、行政課題の発生状況などに関する具体的な情報やデータを収集・分析しています。

行政相談

地域住民から国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、必要に応じ関係行政機関などにあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の改善に生かしています。また、地震・台風等の災害発生に際しては、関係機関等と連携し、被災者等からの相談に対応しています。

※「行政苦情110番」：全国どこからでも

おこまりなら まる まる くじょーひゃくとおぼん
0570-090110



総合通信局等

総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、電波、電気通信の規律・振興、地域における情報化の推進等の情報通信行政に関する、地域の実情に応じた施策の実施機関及び国民との窓口機関として、地方公共団体や地域の事業者等に対し、以下のような業務を実施しています。

- 電気通信事業の規律・監督
- 地域の実情に応じた情報化の推進
- サイバーセキュリティの確保
- 放送局の免許等
- ケーブルテレビの登録等
- 無線局の免許等
- 電波の有効利用の促進
- 電波の監視等
- 不要電波障害の調査
- 信書便事業の監督